

平成24年 B-3ブロックの家庭ごみの収集カレンダー

裏面は分別説明

- 容器包装プラスチック (PLASTIC CONTAINERS & PACKAGING)
- 小型家電・金属類 (SMALL HOUSEHOLD APPLIANCES & METALLIC ITEMS)
- 燃やすごみ (BURNABLE RUBBISH)
- 古紙類 (PAPER & CARDBOARD)
- かん類・ペットボトル (CANS & PET BOTTLES)
- 製品プラスチック (PLASTIC GOODS & PRODUCTS)
- 燃やさないごみ (UNBURNABLE RUBBISH)
- びん類 (BOTTLES & JARS)
- 廃乾電池 (DRY CELL BATTERIES)

家庭ごみは、裏面をよくご確認ください。正しく分別してください。裏面は市HPにも掲載しております。

B-3ブロックの該当地区

平	赤井
初来	勿来町、錦町(常磐線東側)、三沢町坂本、瀬戸町(由多羅以、山下)
小川	小川町全域

次の表示は収集日が重なります

- 古紙類 小型家電・金属類
- 古紙類 容器包装プラスチック
- 古紙類 製品プラスチック

古紙の回収日が雨天の場合について

雨天の場合は、翌週の同じ曜日に延期します。翌週も雨天の場合は、その月の回収は中止となり、次の回収は翌月となります。古紙回収実施の有無についてはF.M.I.わでわでお知らせしますのでご確認ください。なお、急に天候が変化しても、実施は中止の決定は、途中で変更することはありません。※古紙の直接搬入を受け付けている所もあります。詳しくは、古紙回収事業協同組合などにお問い合わせください。

大型ごみの収集について

大型ごみについては、大型ごみ受付センターへの申込みによる有料収集となりますので、裏面の説明をご覧ください。収集の申し込みをして下さい。

平成23年12月 December

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

1月 January

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月 February

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29			

3月 March

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

4月 April

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

5月 May

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

6月 June

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

7月 July

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

8月 August

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

9月 September

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

10月 October

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

11月 November

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

12月 December

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

ごみの集積所の利用・管理について

ごみを出すことができる場所は、利用する方が設置した集積所です。ご自分の集積所以外へは出さないでください。集積所の管理は、利用する方が代表者(管理者)を決めて、互いに協力して、分別ルールを守り、清潔な利用に努めてください。集積所に不適正排出されたものは、市では収集できません。違反ごみステッカーを貼って取り残すこととなります。(分別ルールが守られていないごみ、大型ごみ、家電リサイクル対象品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・洗濯機)、パソコン、産業廃棄物、一時的に多量に出されたごみ(引越しごみ、剪定枝・草)など)

- ごみの出し方 3原則
- ①きちんとごみを分別して
 - ②市規格袋を使用して集積所へ
 - ③収集日の当日の朝8時30分までに

市規格袋

ごみを出すときは、必ず、排出者毎の市規格袋を使ってください。

- 【一般家庭】
 (1) 135cm×70cm・無色透明・ポリエチレン製
 (2) 1家庭が集積所へ排出する際の目安は2袋です。
 一度に大量に排出されると、収集に支障が出ますので、ご注意ください。
- 【事業者(家庭以外)】
 (1) 事業者(家庭以外)は、事業者専用袋(1枚、150円)を必ず使用してください。
 (2) 購入窓口
 コンビニ(セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、モンパリー)等
 ※ 排出ルールは右の説明をご覧ください。

事業所(家庭以外)から出るごみ

- 事業所から出るごみは、どんなにわずかでもあらゆるものが(ごみの量や、重さにかかわらず)「事業系ごみ」となり、事業者が自らの責任で適正に処理しなければなりません。
- 【事業系ごみの区分】
 1 「産業廃棄物」
 2 「事業系一般廃棄物」：産業廃棄物以外のもの
- 【事業系一般廃棄物の処理】
 ①市が許可した収集業者への処理委託(産業廃棄物の処理と同様)
 ②市のごみ処理施設へ自己搬入
 ③事業者専用袋による家庭用ごみの集積所への排出
- ※事業系ごみの処理は、①、②が原則ですが、集積所の整理整備を保つことができる、少量の場合、事業者専用袋により、家庭用ごみの集積所へ排出することも可能です。その場合は、あらかじめ、必ず集積所の管理者の承諾を得てください。なお、一般廃棄物(ごみ)処理実施計画もご覧ください。

ごみについてのお問い合わせは

- 環境整備課(平) ☎22-7440
- 常磐支所市民課 ☎43-2111
- 遠野支所 ☎89-2111
- 三和支所 ☎86-2111
- 川前支所 ☎84-2111
- 小名浜支所市民課 ☎54-2111
- 内郷支所 ☎36-2111
- 小川支所 ☎83-1111
- 田人支所 ☎69-2111
- 久之浜・大久支所 ☎82-2111
- 勿来支所市民課 ☎43-2111
- 四倉支所市民課 ☎32-2111
- 好間支所 ☎86-2221
- 野焼きや不法投棄についてのお問い合わせ先：廃棄物対策課 ☎22-7439
- 外国の方のお問い合わせ先：A detailed English guide to rubbish collect is available at the Coordination and Citizenry Affairs Division 22-7415

野外焼却(野焼き)や不法投棄は法律で禁止されています！ごみの適正な減量・分別・再生にご協力ください。

このカレンダーの長辺は約六十センチメートルです。集積所へ排出できる大きさの目安にしてください。

10cm

50cm

55cm

